

かわさきし しげんぶつ わ かた だ かた
川崎市「資源物とごみの分け方・出し方」

Sorting and Disposal of Recyclable Materials and Garbage in Kawasaki

川崎市資源物と垃圾的分类方法及丢弃方法

가와사키시 자원물과 쓰레기의 분리 및 배출 방법

Pagbubuklod at pagtatapon ng bagay na maaring i-recycle at ng basura ng Kawasaki

Cómo separar y disponer de la basura y los recursos reciclables en Kawasaki

Modo de separar e jogar os materiais recicláveis e os lixos em Kawasaki

"Cách phân loại và cách bỏ rác tái chế và rác thải" thành phố Kawasaki

もくじ 目次	Table of Contents	目录 목차	Talaan ng mga Nilalaman	Índice	Índice	Mục lục
にほんご 日本語	2 ~ 5	2 ~ 5	粗大ごみ処理手数料表 (ひらがなルビ付き)	34	34	34
えいご 英語 (English)	6 ~ 9	6 ~ 9	Oversized Garbage Disposal Fee Chart	35	35	35
ちゅうごくご 中国語 (中国語)	10 ~ 13	10 ~ 13	市では収集しないもの (ひらがなルビ付き)	36	36	36
かんこく 韓国・朝鮮語 (한국・조선어)	14 ~ 17	14 ~ 17	Wastes not collected by the City	37	37	37
みいりびのこ フィリピン語 (Filipino)	18 ~ 21	18 ~ 21	地域別ごみ収集曜日一覧表 (ひらがなルビ付き)	38 ~ 47	38 ~ 47	38 ~ 47
すべいんご スペイン語 (Español)	22 ~ 25	22 ~ 25	Garbage Collection Days for Each Community	38 ~ 47	38 ~ 47	38 ~ 47
ぼるとがるご ポルトガル語 (Português)	26 ~ 29	26 ~ 29	ごみの収集日に関するご相談・お問い合わせ先	48	48	48
べトナムご ベトナム語 (Tiếng việt)	30 ~ 33	30 ~ 33	Contact Information for Consultation and Inquiries Concerning Garbage Collection	48	48	48

日本語

英語
English

中国語
中国語

韓国・朝鮮語
한국・조선어

フィリピン語
Filipino

スペイン語
Español

ポルトガル語
Português

ベトナム語
Tiếng việt

“分ければ資源・混ぜればごみ”となります。
分別排出にご協力をお願いします。

“Kung paghiwalayin, ito ay magiging bagay na maaaring i-recycle. Kung pagsasamahin, ito ay magiging basura.”
Makiisa sa paghiwa-hiwalay at pagtatapon ng basura.

“Resources if separated, Garbage if mixed.” Please cooperate in proper separation and disposal of trash.

Le pedimos su cooperación en separación y emisión. Ya que será “Si se mezcla será basura. Si se separa serán recursos.”

“混在一起是垃圾，分类以后成资源。”
敬请协助垃圾的分类。

Sua cooperação na separação e liberação. Uma vez que vai ser “Se for misturado, será lixo. Se for separado, será reciclável.”

‘나누면 자원, 섞으면 쓰레기’가 됩니다.
분리배출에 협력해 주시기 바랍니다.

“Nếu phân loại là tài nguyên, nếu hòa trộn là rác thải”
Vui lòng hợp tác trong việc phân loại và thải bỏ.

3R (リデュース・リユース・リサイクル) にご協力ください。

Please cooperate in promotion of 3R campaign (Reduce, Reuse, Recycle).

请协助推进3R (减量、再用、循环)。

3R (Reduce [감량], Reuse[재이용], Recycle[재활용] 추진에 협조하여주시시오).

Magtutulungan tayong paunralin ang 3R (Reduce, Reuse, Recycle).

Se solicita su colaboración en el impulso de las 3R (reducir reutilizar y reciclar).

Vamos cooperar para a promoção dos 3R (Reduzir, Reutilizar, Reciclar).

Vui lòng hợp tác trong hoạt động 3R (Reduce (Giảm bớt) - Reuse (Tái sử dụng) - Recycle (Tái chế)).



発行：令和6年(2024年)3月



にちようび がつついたち みっか しゅうしゅう
日曜日と1月1日～3日は収集しません。

あ かん ベットボトル
空き缶・ペットボトル

あ 空きびん

しょうず かんでんち
使用済み乾電池

しゅう かい
週1回

し げん ぶつ
資源物

- 収集当日の朝8時まで「資源物集積所」に出してください。
- ※ マンションなどで管理組合のルールがある場合は、そちらに従ってください。
- リサイクルの妨げになりますので空き缶・ペットボトル、空きびんの中にたばこの吸い殻やごみは絶対に入れないでください。

※「キャップ・ラベル」の取り扱い ○金属製の「キャップ」……空き缶
簡単に外れないものは付いたままで大丈夫です。 ○プラスチック製の「キャップとラベル」……プラスチック製容器包装

日本語

あ かん ベットボトル
空き缶・ペットボトル

● 透明・半透明袋と一緒にに入れて出してください。

あ かん
空き缶



しゃりようかさい げんいん
車両火災の原因になりますので、スプレー缶やカセットボンベは、中身を安全に抜くために工夫されたキャップなどを利用し、火気のない屋外で必ず中身を出し切り、空き缶・ペットボトルと一緒に出してください。

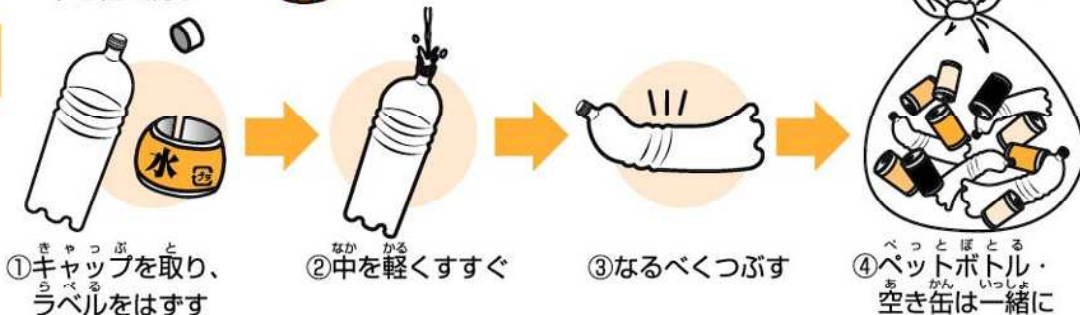
※ 穴は開けなくても結構です。

ベットボトル
ペットボトル

ベットボトルの
識別表示



このマークがある
ボトルのみが対象
です。



※ 収集対象のペットボトルとは、PETのマークのついた「飲料、酒、みりん類、しょうゆ、酢」などの容器です。

あ 空きびん

● キャップをはずし、中を軽くすすいでから「空きびん入れ」に入れてください。

※「飲料びん・調味料びん・食用油びん」などの食品の空きびんです。

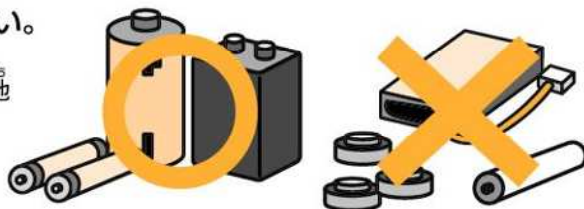
※一升びん、ビールびんなどのリターナブルびん（生びん）類は、地域の資源集回収に出すか、販売店または購入店に返してください。



しょうず かんでんち
使用済み乾電池

● 透明の袋に入れて「資源物集積所」に収集当日の朝8時までに出してください。

※市で収集するものは、積層型・筒型乾電池、リチウムコイン電池（型式番号CRおよびBR）です。
（ボタン型電池・充電式電池は36ページをご覧ください。）



にちようび がつついたち みっか しゅうしゅう
日曜日と1月1日～3日は収集しません。

ミックスペーパー

しゅう かい
週1回

しげんぶつ
資源物

- 「資源集団回収品目」、「汚れた紙・臭いの強い紙」以外のすべての紙
- 収集当日の朝8時までに「資源物集積所」に出して下さい。

ほちきすばり つ しゅうしゅう
※ホチキス針が付いたままでも収集します。



紙 マークが付いているもの(お菓子の箱など)のほか、投込みチラシ、パンフレット、包装紙、(窓付き)封筒、ハガキ、写真、ノート、メモ帳、シュレッダー紙などの紙が対象です。
個人情報(こじんじょうほう)が心配な方は、消してから出して下さい。

- ミックスペーパーとして出してはいけない紙類



- 出し方 ※雨の日も収集します。



ポイント
しよくりょうひん かみせいそとほ
食料品の紙製外箱や
ティッシュペーパーの
空き箱などに入れても
出せません。



日本語

プラスチック製容器包装

しゅう かい
週1回

しげんぶつ
資源物



- 収集当日の朝8時までに「資源物集積所」に出して下さい。



せいせんしよくひん とれい かつぶめん ようき しゃんぷーぼとる かし ふくる ぶらすちつくせい ようき ほうそう
生鮮食品のトレイ、カップ麺の容器、シャンプーボトル、お菓子の袋など、プラスチック製の容器や包装

- プラスチック製容器包装として出してはいけないもの



- 出し方



ポイント
かさ 重ねたり、はさみで切ったりするなどにより容積を減らすことができます。



にちようび がつついたち みっか しゅうしゅう
日曜日と1月1日～3日は収集しません。

普通ごみ

しゅうかい
週2回

しげんぶつ ページ
「資源物(2・3ページ)」
 こものぎんぞく ページ
「小物金属(5ページ)」
 そだい ページ
「粗大ごみ(5ページ)」
 いがい
以外のごみ

● ふた付きポリ容器または透明・半透明の袋で、収集当日の朝8時までに出してください。

※ 集積所付近の方の迷惑となりますので、収集後や夜間などには、ごみを出さないでください。

出す前の注意点



生ごみ
 十分に水切りをしてから出してください。



小枝・板切れ
 太さ10cm程度、長さ50cm未満にし、小さく束ねて1回3束程度を自安に出してください。



焼きとりなどの串
 先を折るなど危くないようにしてから出してください。(折った先は紙などに包む。)



廃食用油類
 なるべく使いきる。普通ごみとして出す場合は、布などにしみ込ませるか、固めてから出して下さい。

ウレモノ

厚紙などに包み、「ウレモノキケン」など書いて普通ごみの白にだしてください。
 ※普通ごみのため「空きびん入れ」には入れないでください。



コップ、茶わん、ガラス、陶器類 など

蛍光灯



蛍光灯(割れたものを含む)は、厚紙に包むか、買ったときの箱などに入れ、「蛍光灯」または「けいこうかん」などと書いて出してください。

注意! 生ごみや他のごみが入った袋には入れないで、分けて出してください。



紙類(新聞、雑誌など)、布類などについては、資源集団回収をご利用ください。

品目	出し方	回収場所・回収日
紙類 ※市民団体によっては右記以外の紙類も回収している場合があります。	新聞紙・折り込みチラシ	4つ折りにし、ひもでしばる。
	雑誌・本	大きさをそろえ、ひもでしばる。
	段ボール	折りたたみ、平たくして、ひもでしばる。
	牛乳パック	ひら開いて洗って乾かし、ひもでしばる。
布類 	古着など	洗濯し、乾いているものを透明・半透明の袋などに入れる。
リターナブルびん	一升びん、ビールびん、ジュースびん など	中を軽く洗う。

回収場所や回収日が不明な場合は、生活環境事業所にお問い合わせください。

※上記の表は、資源集団回収の一般的な出し方です。市民団体によっては扱う品目や出し方が異なる場合がありますのでご注意ください。
 ※牛乳パックは、店頭回収を行っているスーパーや区役所(川崎区以外)、支所の拠点回収などでもご利用ください。

にちようび がつついたち みっか しゅうしゅう
日曜日と1月1日～3日は収集しません。

小物金属

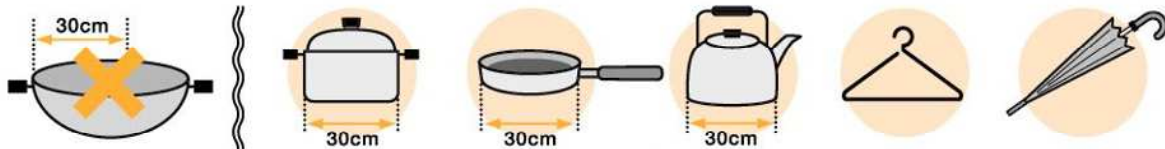
つき2回

30cm未満の金属製品
 (全部または一部が金属製のもの)、かさ・針金ハンガー

- 袋には入れずそのままの状態(散乱しやすいものは、ひもまたはテープで束ねて)
- 収集当日の朝8時までに「資源物集積所」に出してください。

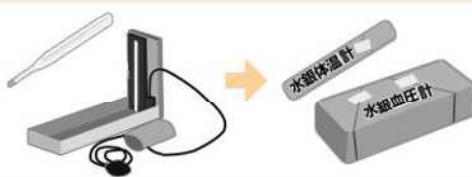
小物金属の主な例

- おたま ●スプーン ●なべ ●フライパン ●やかん
- アイロン ●電気かみそり ●トースター ●ヘアドライヤー ●ラジオ



水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の場合

厚紙に包み、「水銀体温計」または「水銀血圧計」または「水銀温度計」などを書いて出してください。
 ただし、長さが30cm以上の場合は、粗大ごみとして出してください。



粗大ごみ

つき2回

有料

家庭で使用していた
 30cm以上の金属製品、
 50cm以上の家具類など
 ※事業活動に伴って出るごみは収集しません

- 収集日の3日前(土・日曜日を除く)までにお申し込みください。
- ※申し込みが多い場合は、次回の収集日になる場合があります。

1 収集を申し込む 粗大ごみ受付センター

- ※電話番号を確認のうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ※日本語をお話になれない場合、日本語の分かる方に用件をお伝えいただきますようお願いいたします。
- ※英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳サービスがあります。

◆インターネット受付：24時間受付

川崎市 粗大ごみ 受付

検索

◆電話受付：月～土 (12/31～1/3を除く)
 午前8時～午後4時45分

- 一般加入電話などから ▶ 0570-044-530
- 携帯電話・IP電話などから ▶ 044-930-5300
- FAX(電話・インターネットで申し込みが出来ない方) ▶ 044-930-5310



2 「粗大ごみ処理券」を購入する

川崎市の「粗大ごみ処理券」は、市内のコンビニエンスストア、郵便局(ゆうちょ銀行)で購入してください。

※令和5年12月1日より、インターネット受付分はオンライン決済で支払うことが可能になりました。



3 粗大ごみを出す

収集当日の朝8時までに氏名または受付番号及び収集日を記入した「粗大ごみ処理券」シール(オンライン決済の場合は必要事項(受付番号、収集日、金額)を記載した任意の用紙)を品物の見やすい所に貼って、申し込み時に確認した場所に出してください。

日本語

粗大ごみ

処理手数料

- 粗大ごみの処理手数料は、必ず申し込み時に確認してください。
- 例示の品物であっても、大きさ・材質によって処理手数料は異なります。
- 日本語をお話になれない場合、日本語のわかる方に用件をお伝えいただきますようお願いいたします。

種類	手数料(個)	品物例(50音順)
1 長さが30cm以上50cm未満で全部または一部が金属のもの	300円	食品用以外の一斗缶、カセットコンロ、換気扇、ジューサーミキサー、照明器具、炊飯器、チューナー、ビデオデッキ、プレーヤー(CD、DVD)、ポット、ラジカセ など
2 長さが50cm以上180cm未満のもの	600円	編み機、アンブ、衣装箱、いす、一輪車、ガステーブル、カーベット、カラーボックス、脚立、鏡台、下駄箱、コタツ、コタツ板、ゴルフクラブ、コンロ、座いす、材木、座卓、自転車、食器棚、ショッピングカート、スキーキャリア、スキーストック、スコップ、スーツケース、ストーブ、スノーボード、スピーカー、扇風機、ソファ、タンス、チャイルドシート、茶箱、机、テーブル、テレビ台、トタン板、パイプ、ハンガーラック、布団、プリンター、ベニヤ板、ベビーカー、本棚、マットレス、湯沸かし器 など
3 長さが180cm以上で幅が10cm未満のもの	600円	カーテンレール、材木、釣竿、パイプ、物干竿 など
4 長さが180cm以上のもの(上記3に規定するものを除く)	1,200円	収納棚、障子、スプリングマットレス、ソファ、タンス、戸、ふすま、ベッド枠、本棚 など

粗大ごみの長さは、「タテ」「ヨコ」「高さ」「径(円形のもの)」のうち、

一番長いところをはかってください。

※解体や折りたたむことにより、処理手数料が異なることがあります。申し込みの時にご確認ください。



一束・一組の取り扱い: 下記の粗大ごみは、「一束(5枚・本)までを1個」または「一組を1個」として取り扱います。

種類	品物例
家具類	いす (回転式を除く)、プラインド・ロールカーテン・カーテンレール など
寝具類	布団・マットレス (スプリング入りを除く) など
建具類	ふすま、畳、トタン板 など
スポーツ・趣味	ゴルフクラブ・スキー板・スキーストック・釣竿 など
その他	衣装箱、スコップ、パイプ、ベニヤ板、モップ など
寝具類	ベッド枠とマットレス (スプリング含む)
スポーツ・趣味	ゴルフバッグとゴルフクラブ、スキーセット (板・ストック・靴) など
家電・音響・OA機器・楽器	コタツとコタツ板、ステレオセット (アンブ・プレーヤー・チューナー・スピーカーなど) など
家具	学習机といす、鏡台といす
健康器具	たんぱる、バーベル (バーと重り)
その他	物干台と台座

市では収集しないもの

注意 不法投棄は犯罪です。不法投棄を見かけたら生活環境事業所または、警察署に連絡してください。

処理が難しいもの

- 購入店に引き取りを依頼してください。
- ① 重量がきわめて重いもの（概ね100kg以上）
- ② 長さがきわめて長いもの（概ね2m以上）
- ③ 爆発、火災などを及ぼす恐れのあるもの
- ④ 有害物質



自動二輪車（原動機付自転車を含む）

● 販売店に引き取りを依頼してください。

- 回収の申し込み・問い合わせ先
- ◆ 販売店（廃棄二輪車取扱店）
- ※ 廃棄二輪車取扱店には、右記のステッカーが掲示されています。
- ◆ 二輪車リサイクルコールセンター



☎ 050-3000-0727
（公財）自動車リサイクル促進センター
URL <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

ボタン型電池・充電式電池

● 販売店などに置いてある回収箱に入れてください。

ボタン型電池の回収缶



充電式電池（小型二次電池）のリサイクルBOX



※ ボタン電池回収推進センター
☎ 0120-266-205 URL <https://www.botankaishu.jp>
※ 充電式電池のリサイクル（一社）JBRC
☎ 03-6403-5673 URL <https://www.jbrc.com/>

在宅医療廃棄物（注射針・薬）

● 家庭から出る使用済注射針や不要となった薬は、かかりつけの医療機関に引き渡してください。

※ 薬局で購入した場合は、右記のどちらかのステッカーが掲示されている薬局への持ち込みが可能です。



店頭回収薬局の問い合わせ先
（一社）川崎薬業協会 ☎ 044-211-2325
URL <https://kawayaku.or.jp/>

パソコン

● パソコンメーカーに連絡し引き渡してください。

- 回収の申し込み・問い合わせ先
- ◆ メーカーがわかっている場合
- 各メーカーの「PCリサイクル受付窓口」
- ◆ 回収するメーカーがない場合（自作パソコンなど）
- （一社）パソコン3R推進協会



☎ 03-5282-7685 URL <https://www.pc3r.jp/>

※ このマークのついていないパソコンは、回収の際にリサイクル料金がかかります。

家電リサイクル対象品

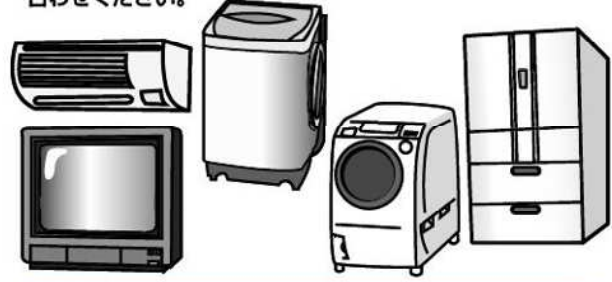
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

● 購入した電気店に引き取りを依頼してください。
※ 購入した電気店が不明な場合は、生活環境事業所に電話またはEメールにてお問い合わせください。

消費者が負担する料金

リサイクル料金	+ 回収・運搬料金	= 消費者が負担する料金
※ 料金はメーカーによって異なります。	※ 料金は電気店によって異なります。	

※ 家電メーカーの「指定引取場所」に自ら持ち込む場合は、リサイクル料金のみを負担となります。最寄りの「指定引取場所」については、メーカーまたは生活環境事業所にお問い合わせください。



携帯電話

● 使用済みの携帯電話・PHSの本体、小型二次電池、充電器は右記のマニエのある専売ショップ等に直接持ち込んでください。



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力。

モバイル・リサイクルネットワーク
URL <https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/>

事業活動に伴って出るごみ

● 事業活動に伴って出るごみは事業者自らが収集運搬許可業者に委託するなどにより適正に処理してください。

粗大ごみのリユースについて



まずは、粗大ごみへ出すのではなく、リユースについてご検討ください。

Please consider reusing the items before taking them out as oversized waste.

请优先探讨粗大垃圾的再利用,而不是丢弃。

대형폐기물로 버리기 전에 재이용할 수 있는지 먼저 검토해 주십시오.

Bago itapon sa oversized waste, pag-aralan muna kung paano ito maaaring i-reuse.

Primero, analice la posibilidad de reutilizar las basuras en vez de sacarlas como basura de gran tamaño.

Em primeiro lugar, pense na reutilização, antes de jogar como lixo de grande porte.

Đối với việc tái sử dụng rác quá khổ, việc đầu tiên là hãy cân nhắc việc tái sử dụng chúng thay vì vứt vào rác quá khổ.

れいわ ねん がつ にち しゅうせきじょおよ しげんしゅうだんかいしゅうばしょ しげんぶつとう も さ じょうれい きんし
令和4年4月1日から集積所及び資源集団回収場所からの資源物等の持ち去りを条例で禁止します。

概要

- 集積所からの行政収集対象品目（空き缶や粗大ごみなど）の持ち去り禁止
- 資源集団回収場所からの資源集団回収品目（古紙、ダンボールなど）の持ち去り禁止

持ち去りを発見した場合

- 持ち去り行為者を発見した場合、トラブルに発展する可能性もあるので、直接声をかけることは避け、生活環境事業所へ連絡をお願いします。
- 現場所在地、行為者の人数や特徴、使用した車のメーカーなどわかる範囲でお知らせください。

<注意>

- 集積所を管理している方などから、直接譲り受けている場合は、持ち去りには該当しません。
- 集積所を利用する方などが清掃活動として行う整理や移動等は該当しない場合があります。
- 資源物等を運搬するだけの行為は、持ち去りの対象ではありません。

Starting April 1, 2022, the removal of recyclable waste from waste stations and community recycling stations is prohibited by ordinance.

- [Overview]
- Prohibition of the removal of waste items subject to administrative collection (such as empty cans and oversized waste) from waste stations
 - Prohibition of the removal of waste items subject to community recycling (such as used paper and cardboard) from community recycling stations
- [If you witness someone removing prohibited waste items]
- To avoid problems, do not contact the person who is removing the prohibited waste items. Please contact the Living Environment Service Office.
 - Please provide the location, number, and characteristics of the persons, the brand of vehicle used, and other information as you can.
- <Notes>
- The prohibition of removal does not apply to items that are directly donated by the waste station manager.
 - The prohibition of removal may not apply to the sorting and relocation of waste conducted for the cleaning of stations by users.
 - The carrying of recyclable waste is not considered removal.

令和4(2022)年4月1日起，条例禁止从堆积位置及资源垃圾统一回收场所取走资源物品等。

- [概要]
- 禁止从堆积位置取走行政机关收集对象物品（空罐或粗大垃圾等）
 - 禁止从资源垃圾统一回收场所取走资源垃圾统一回收物品（废纸、纸箱等）
- [发现取走时]
- 如果发现取走的人，为了避免引发纠纷，所以请不要直接质问，而是与生活环境事业所联系。
 - 请告知现场所在地、取走行为人的数量和特征、使用的车辆品牌等您了解的信息。
- <注意>
- 如果是从管理堆积位置的人那里直接转让的情况，不属于取走行为。
 - 使用堆积位置的人等作为清扫活动进行的整理和移动等可能不属于取走行为。
 - 只是搬运资源物品等的行为，不属于取走行为。

2022年4月1일부터 분리수거장 및 재활용쓰레기 집단수거장에서 재활용쓰레기 등을 무단수거하는 행위가 조례로 금지됩니다.

- [개요]
- 분리수거장에서 행정수집 대상 품목 (빈 캔, 대형폐기물 등) 을 무단수거하는 행위 금지
 - 재활용쓰레기 집단수거장에서 재활용쓰레기 집단수거 품목 (폐지, 골판지 상자 등) 을 무단수거하는 행위 금지
- [무단수거를 발견한 경우]
- 무단수거 행위자를 발견한 경우에는 분청으로 발견할 가능성도 있으므로 직접 이야기하지 말고 생활환경사업소에 연락해 주시기 바랍니다.
 - 현장 소재지, 행위자의 인원수 및 특징, 사용한 차량의 제조사 등을 알고 있는 범위에서 말씀해 주십시오.
- <주의사항>
- 분리수거장 관리자 등으로부터 직접 양도받은 경우에는 무단수거에 해당하지 않습니다.
 - 분리수거장 이용자 등이 청소 활동으로 하는 정리나 이동 등은 해당하지 않습니다.
 - 재활용쓰레기 등을 운반하지만 하는 행위는 무단수거의 대상이 아닙니다.

Simula sa Abril 1, 2022, alinsunod sa ordinansa ay ipagbabawal na ang pagkuha ng recyclables at iba pa mula sa garbage collection site at recyclable resource collection site.

- [Buod]
- Ipagbabawal ang pagkuha ng government collection items (empty cans, oversized waste, at iba pa) mula sa garbage collection site
 - Ipagbabawal ang pagkuha ng recyclable resource collection items (used paper, cardboard, at iba) mula sa recyclable resource collection site
- [Kapag natuklasan ang pagkuha]
- Kapag natuklasan na may indibidwal na kumukuha, iwasan ang direktang pagkausap dito sapagkat maari itong mauwi sa kaguluhan. Mangyaring kontak in ang living environment office.
 - Ipagbigay-alam ayon sa iyong kaalaman ang lokasyon ng site, dami at katangian ng mga gumawa ng pagkuha, modelo ng ginamit na sasakyan, at iba pa.
- <Paalala>
- Kapag direktang ibinigay sa iyo ng tagapangasiwa ng garbage collection site at iba pa, hindi ito kinokonsiderang pagkuha.
 - May mga pagkakataon na hindi ito pinapairal sa pagliligpit o paglilipat na isinasagawa bilang aktibidad sa paglilitinis ng indibidwal na gumagamit ng garbage collection site.
 - Tanging ang gawain ng transportasyon ng recyclables at iba pa ang hindi kinokonsiderang pagkuha.

A partir del 1 de abril de 2022, por el reglamento municipal queda prohibido llevarse los recursos reciclables, etc. del Depósito de Recursos Reciclables ni del Lugar de Recolección Comunitaria de Recursos Naturales.

- [Resumen]
- Se prohíbe llevarse los artículos u objetos de recolección municipal de los depósitos de basura o de recursos reciclables (latas vacías, basuras de gran tamaño, etc.).
 - Se prohíbe llevarse del Lugar de Recolección Comunitaria de Recursos Naturales los objetos reciclables para la recolección comunitaria de recursos naturales (papeles usados, cartones, etc.).
- [Al encontrar a alguien que se lleve los objetos reciclables]
- Al encontrar a un individuo que se lleve los objetos reciclables, póngase en contacto con la Oficina de Ambiente de Vida. No hable directamente con el individuo para evitar que usted tenga algún problema.
 - Favor de informarnos en la medida de lo posible los detalles como lugar o dirección del hecho, número de personas del acto en cuestión y sus rasgos distintivos, la marca de automóvil, etc.
- <Observaciones>
- Cuando reciben los recursos reciclables directamente de la persona que gestiona el depósito de basura o recursos reciclables, no corresponde a los actos prohibidos.
 - Es posible que no correspondan a los actos prohibidos aquellos actos como orden y limpieza, desplazamiento, etc., lo que realizan como actividades de limpieza por los usuarios del depósito de basura o recursos reciclables.
 - Aquellos actos que simplemente transportan los recursos reciclables, etc. no son sujetos a los actos prohibidos como llevarse los objetos reciclables.

A partir do 1º de abril de 2022 será proibido por decreto, levar sem permissão os materiais de reciclo, etc., a partir do local de coleta de lixo ou do local de coleta em grupo de recursos.

- [Sumário]
- É proibido levar sem permissão, a partir dos locais de coleta de lixo, os itens alvo de coleta da administração pública (Latas vazias, lixos de grande porte etc.)
 - É proibido levar sem permissão a partir dos locais de coleta em grupo de recursos, os itens de coleta em grupo de recursos (Papéis usados, papelão etc.)
- [No caso de ver alguém que está levando]
- No caso de ver alguém que está levando algum material sem permissão, evite chamar a atenção diretamente, pois existe a possibilidade de criar problemas, por isso, pedimos por favor para que avise ao Escritório do Ambiente da Vida.
 - Por favor, informe-nos sobre o que sabe: o endereço do local, o número de pessoas que estavam realizando a ação e suas características, o modelo do carro que estava sendo usado etc.
- <Cuidados a serem tomados>
- No caso ter recebido o material diretamente a partir da pessoa que administra o local de coleta, não será adequado a ação de levar sem permissão.
 - Há casos da ordenação, deslocamento etc., realizadas como atividades de limpeza pelas pessoas que utilizam o local de coleta de lixo, não serem adequadas como ação de levar sem permissão.
 - A ação de somente transportar os materiais de reciclo não é considerado como ação de levar sem permissão.

Từ ngày 1 tháng 4, năm 2022 đã có điều lệ nghiêm cấm mang đồ có thể tái chế, v.v... ra khỏi địa điểm tập kết và địa điểm thu gom của các tổ chức tài nguyên.

- [Tổng quan]
- Nghiêm cấm lấy đi những danh mục sản phẩm thuộc đối tượng thu gom của chính quyền (lon rỗng, rác quá khổ, v.v...) từ những địa điểm tập kết
 - Nghiêm cấm lấy đi các danh mục sản phẩm thu gom của các tổ chức tài nguyên (giấy cũ, thùng carton, v.v...) từ các địa điểm tập kết, địa điểm thu gom của các tổ chức tài nguyên
- [Trường hợp phát hiện lấy đi]
- Trường hợp phát hiện người có hành vi lấy đi, có khả năng sẽ xảy ra rắc rối nên đứng lên tiếng trực tiếp mà vui lòng liên hệ với Văn phòng Môi trường Sinh hoạt.
 - Vui lòng cho biết trong phạm vi có thể về vị trí xảy ra, số người có hành vi vi phạm, đặc trưng liên quan cũng như nhà sản xuất xe ô tô đã sử dụng, v.v...
- <Chú ý>
- Trường hợp tiếp nhận trực tiếp từ người quản lý địa điểm tập kết, v.v... thì sẽ không bị xem là hành vi tự ý lấy đi.
 - Trường hợp người sử dụng địa điểm tập kết, v.v... thực hiện hoạt động dọn dẹp vệ sinh như tiến hành điều chỉnh sắp xếp, di chuyển qua lại, v.v... có thể sẽ không bị xem là hành vi tự ý lấy đi.
 - Hành động chỉ vận chuyển đồ có thể tái chế, v.v... không phải là hành động tự ý lấy đi.

ポイ捨て禁止条例



市内全域でポイ捨ては禁止です。

条例には罰則を定めています。

Littering is prohibited in all areas in the city.

The no littering ordinance of the city imposes penalties on violators.

市内全区域禁止随地乱扔垃圾。

条例中制定了惩罚制度。

시내 전역에서 쓰레기 아무데나 버리기 금지.

조례에는 벌칙이 제정되어 있습니다.

Bawal magkalat sa lahat ng lugar sa lungsod.

Ang parusa ay nakatukoy sa ordinansa.

Esta prohibido arrojar basura en toda la ciudad.

Esta establecido normas penales al estatuto.

O lixo é proibido deixare jogar lixo em qualquer lugar.

As penalidades são especificadas na Portaria.

Nghiêm cấm vứt rác bừa bãi trong toàn bộ khu vực của thành phố.

Pháp luật có quy định hình phạt.

ごみの収集に関するご相談・お問い合わせ先

Contact Information for Consultation and Inquiries Concerning Trash Collection

お住まいの区 Your community	担当事業所 Office	所在地 Location	電話番号 Tel	電子メール e-mail
川崎区 Kawasaki-ku	川崎生活環境事業所 Kawasaki Waste Collection Office	川崎区塩浜 4-11-9 4-11-9 Shiohama, Kawasaki-ku	044-266-5747	30kawase@city.kawasaki.jp
幸区・ Saiwai-ku 中原区 Nakahara-ku	中原生活環境事業所 Nakahara Waste Collection Office	中原区中丸子 155-1 155-1 Nakamaruko, Nakahara-ku	044-411-9220	30nakase@city.kawasaki.jp
高津区 Takatsu-ku 宮前区 Miyamae-ku	宮前生活環境事業所 Miyamae Waste Collection Office	宮前区宮崎 172 172 Miyazaki, Miyamae-ku	044-866-9131	30miyase@city.kawasaki.jp
多摩区 Tama-ku 麻生区 Asao-ku	多摩生活環境事業所 Tama Waste Collection Office	多摩区枳形 1-14-1 1-14-1 Masugata, Tama-ku	044-933-4111	30tamase@city.kawasaki.jp

受付日時：月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 4 時 45 分まで
Opening hours: Mon-Sat 8:00 a.m.- 4:45 p.m.

川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/index.html)

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語のページもあります。



エコマーク商品
19 107 003



環境に配慮した
「植物油インキ」を
使用しています